

会議の位置づけ

資料2-3

草津市健康づくり推進協議会

草津市健康づくり推進協議会設置条例(昭和56年施行、平成25年改正)に基づき設置

市民の健康の維持および増進に関する事項を協議する

- ◎健康増進計画
- ◎健康づくりのための事業の推進
- ◎健康づくりのための環境整備
- ◎その他

専門部会

健康増進部会

○草津市の成人・高齢期における生活習慣病(健康づくり)対策に関する方向性や事業内容及び評価についての協議

保健推進部会

○草津市の母子保健対策に関する方向性や事業内容及び評価についての協議

健康増進計画推進部会

○健康くさつ21(第2次)の策定・推進・評価について協議
○食育推進計画の推進についての協議

必要に応じて報告

健康くさつ21(第2次)策定に係る庁内関係課長会議
・第2次計画策定までの期間の開催

メンバー

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、校長会、保育協議会、自治連合会、商工会議所、国民健康保険運営協議会、労働者福祉協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、健康推進員連絡協議会、一般公募、滋賀医科大学、立命館大学、南部健康福祉事務所

計20名

医師会、歯科医師会、健康推進員連絡協議会、栄養士会、健康づくり財団、歯科衛生士会、滋賀医科大学、南部健康福祉事務所

計8名

長寿福祉課、保険年金課、子育て支援センター、幼児課、スポーツ保健課、健康増進課

計6課